

練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

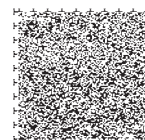
計画の理念

- ◎ 高齢者の尊厳を大切にする
- ◎ 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ◎ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

練馬区老人クラブ連合会作品「秋の折り紙"もみじ"」

計画の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する

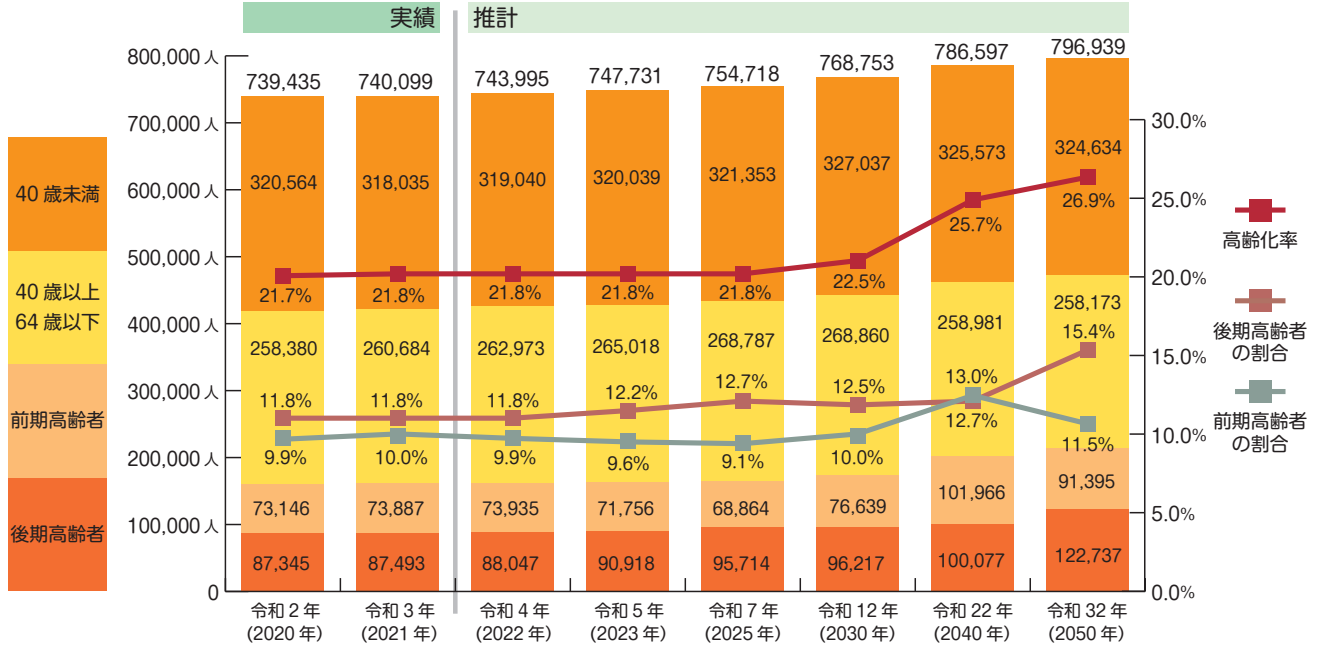


計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定しています。

団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年（2025年）、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示します。

■ 高齢者人口の推移 ■



※令和3年までは各年1月1日現在の住民基本台帳の実績値、令和4年以降は推計値です

計画の位置づけ

○法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。

○第2次みどりの風吹くまちビジョン等との関係

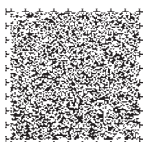
本計画は、区の総合計画「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画です。第2次ビジョンの基本計画・アクションプランとの整合を図り、高齢者保健福祉に関する施策を示しています。また、区他計画とも整合を図ります。

練馬区の特徴

- ・1,000を超える介護事業所があり、施設や在宅の介護サービスが充実
- ・様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開
- ・福祉人材の確保・育成支援が充実

区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力の推進

“地域包括ケアシステムの確立”

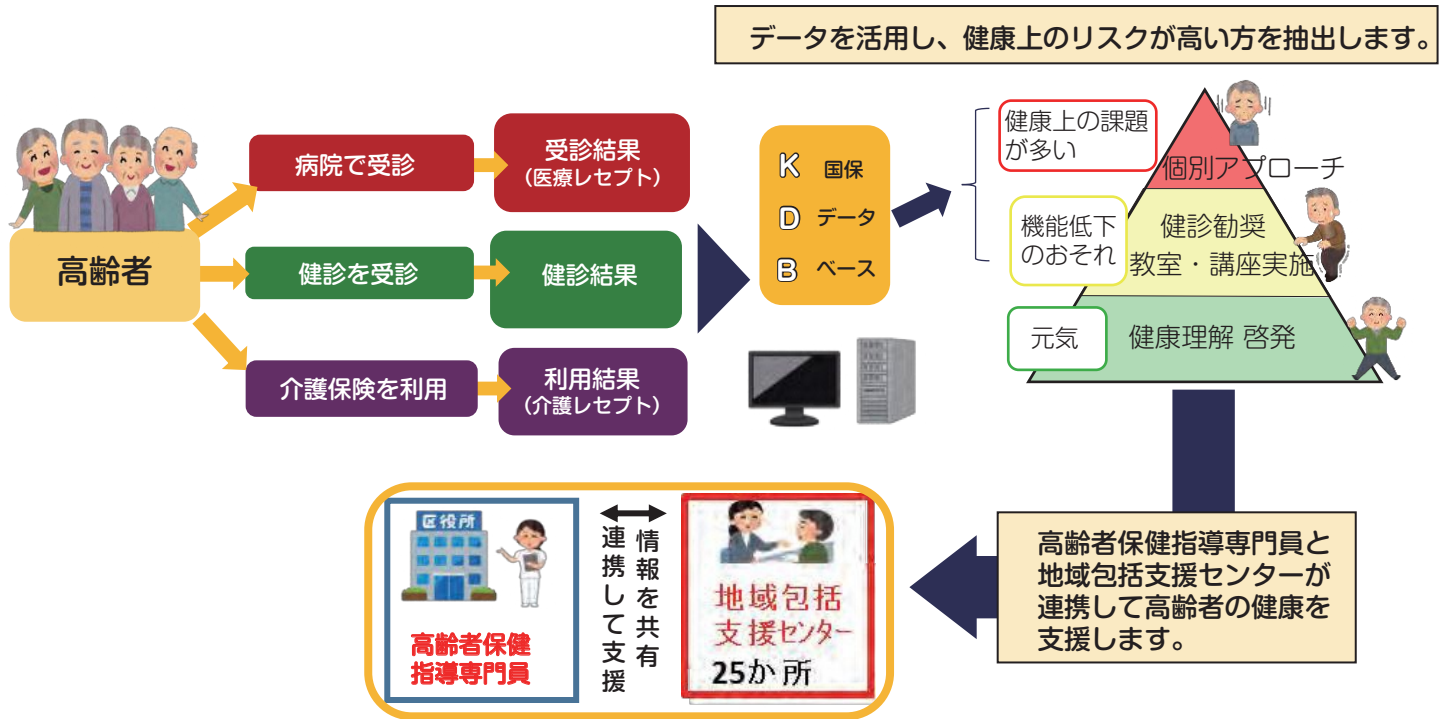


高齢者みんな健康プロジェクト

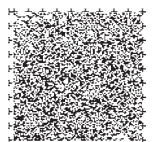
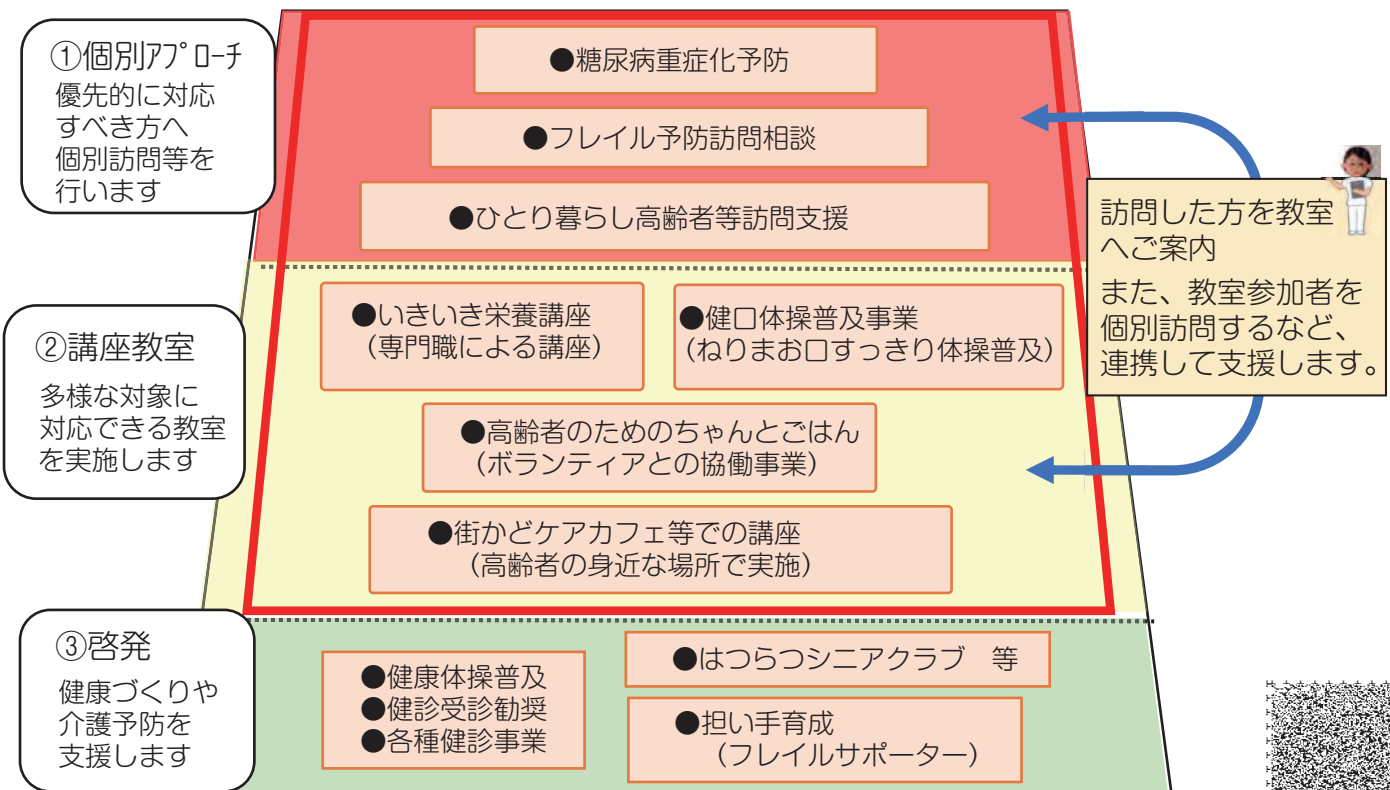
高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を行います

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。高齢者保健指導専門員が、個別訪問や、教室事業等の案内など、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

■「高齢者みんな健康プロジェクト」イメージ図■



<事業の実施イメージ>




6つの施策と主な取組事業

施策1 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の一体的な推進

目標

元気で意欲のある高齢者が働き続けられるよう、また、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、高齢者が就労・地域活動等で活躍できる仕組みや、身近な場所で健康づくり・介護予防・フレイル予防に取り組める環境を整備します。

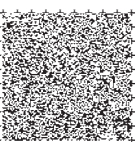
主な取組事業	整備・事業目標
「高齢者みんな健康プロジェクト」の実施 ★ ・後期高齢者糖尿病重症化予防事業 ・フレイル予防訪問相談事業 ・健診未受診者等訪問	実施 
「街かどケアカフェ」の充実 ※「街かどケアカフェ」は、地域の高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談できる地域の拠点です。	①区立施設活用 2か所 ②地域サロン活用 9か所増（累計31か所） ③出張型街かどケアカフェ実施（27か所） 
「はつらつシニアクラブ」の充実 ※「はつらつシニアクラブ」では、地域で体力測定会を実施し、専門的な見地から健康へのアドバイスを行うとともに、高齢者と健康づくりに取り組む地域団体とのマッチングを行います。	参加者年間 1,800人／36回 実施会場 計18か所 「ねりまちウォーキングクラブ」の実施 実施回数 8回（4か所）
フレイルサポーター育成・支援事業 ★	実施
シニアセカンドキャリア応援事業	実施
加齢性難聴対策事業 ★	実施
骨粗しょう症検診と予防教室 ★	実施
いきいき栄養講座 ★	参加人数 1回20～30人 年20回実施
健口体操普及事業 ★	実施

施策2 ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進

目標

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談支援体制を強化するとともに、地域全体での見守りや支え合いの輪を広げます。

主な取組事業	整備・事業目標
地域包括支援センターの移転・増設・担当区域の変更	移転、増設、担当区域の見直しの実施
ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業	実施
高齢者在宅生活あんしん事業	2,500人／年
認知症対応研修の実施による地域の見守り体制の強化	実施
福祉避難所の指定	増設
高齢者支え合いサポーター育成研修	充実
老老介護等の事例に関する地域ケア会議の実施 ★	実施



本計画では、目標の実現に向け6つの施策を進めます。ここでは、各施策で取り組む主な事業を記載しています。**新**は、新規事業です。

施策3 認知症高齢者への支援の充実

目標

認知症とともに希望をもって日常生活を送れるよう、区民や関係機関の協力を得て、認知症高齢者とその家族を支えます。

主な取組事業	整備・事業目標
もの忘れ検診 新	実施
認知症専門病院との連携	2か所
認知症サポーターの活用(チームオレンジ活動の実施) 新	実施
家族介護者教室	介護学べるサロンの実施
介護家族の学習・交流会	介護相談・交流カフェの実施
成年後見制度の利用促進を中心とした権利擁護の取組	①講演会・勉強会 20回/年 ②専門相談会 14回/年 ③検討支援会議 12回 ④市民後見人養成研修 修了者数 77人(累計) ⑤関係職員向け研修 1回/年 ⑥法人後見受任件数 5件/年 ⑦後見人への報酬助成 60件/年



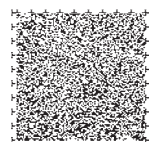
施策4 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備

目標

要介護状態になっても、安心して希望する在宅生活を続けることができるよう、相談体制の充実や在宅医療と地域に根ざした介護サービスの環境を整備し、関係者間の連携を強化します。

主な取組事業	整備・事業目標	整備・事業目標 (令和7年度まで)
看護小規模多機能型居宅介護の整備	定員 257人(9か所) ※新規整備 141人分(5か所)	定員 344人(12か所) ※新規整備 228人分(8か所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	16か所 ※新規整備3か所 (サテライト型事業所含む)	17か所 ※新規整備4か所 (サテライト型事業所含む)
認知症高齢者グループホームの整備	定員 698人(40か所) ※新規整備 99人分(5か所)	定員 752人(43か所) ※新規整備 153人分(8か所)

主な取組事業	整備・事業目標
医療連携・在宅医療サポートセンターの運営支援 新	実施
練馬光が丘病院跡施設における病院を含む医療・介護の複合施設の整備 新	工事
共生型サービス(障害福祉サービスとの連携)の実施	充実
練馬福祉人材育成・研修センターの設置 新	実施(令和3年度)
練馬介護人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合 新	実施(令和4年度)



施策5

介護保険施設等の整備と住まいの確保

目標

高齢者が自らの状況に応じた選択ができるように、介護保険施設等の整備と住まいの確保を進めます。

主な取組事業	整備・事業目標	整備・事業目標 (令和7年度まで)
特別養護老人ホームの整備	定員 2,878 人 ※新規整備 633 人分	定員 2,878 人 ※新規整備 633 人分
ショートステイの整備	定員 452 人 ※新規整備 80 人分	定員 452 人 ※新規整備 80 人分
都市型軽費老人ホームの整備	定員 330 人 ※新規整備 80 人分	定員 370 人 ※新規整備 120 人分

主な取組事業	整備・事業目標
居住支援制度 (民間賃貸住宅契約の保証料助成)	実施 (令和3年度目標)
住まい確保支援事業	居住支援法人との連携による事業の充実



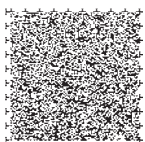
施策6

介護の現場を支える総合的な人材対策の推進

目標

介護の現場を支える多様な人材の参入、活躍を促進するとともに、質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着を支援します。

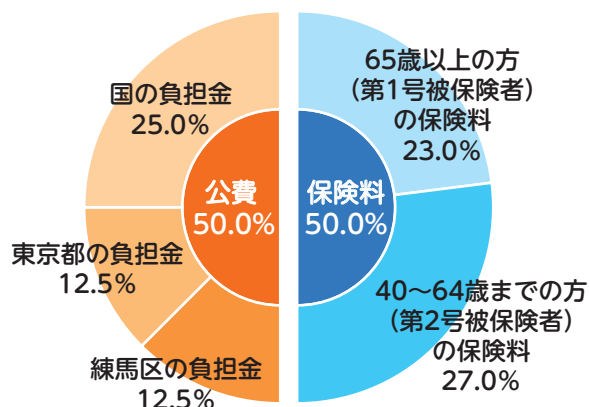
主な取組事業	整備・事業目標
区民向け介護基礎研修の実施 新	実施
介護従事者養成研修	年4回実施 修了者 200 人/年
離職した介護職員等の復職支援 新	実施
外国人介護職員向け支援	実施
学生や教職員への介護職の魅力発信事業 新	実施
インターネットを使ったオンライン研修	充実
研修受講料・資格取得費用助成	①介護福祉士資格取得費用助成 充実 ②介護職員初任者・実務者研修受講料助成 充実 ③【新規】生活援助従事者研修受講料助成 実施 ④(主任)ケアマネジャー資格更新研修受講料助成 実施
ICT(情報通信技術)等を活用した介護サービス事業所への支援	実施
介護サービス事業所向けゲートキーパー養成研修 新	実施



介護保険は社会全体で高齢者を支える制度です

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度です。介護保険の財源構成は、国・自治体の負担が2分の1、残る2分の1は被保険者（加入者）の保険料でまかなわれています。

費用の負担割合



第8期計画期間における第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

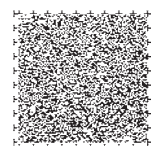
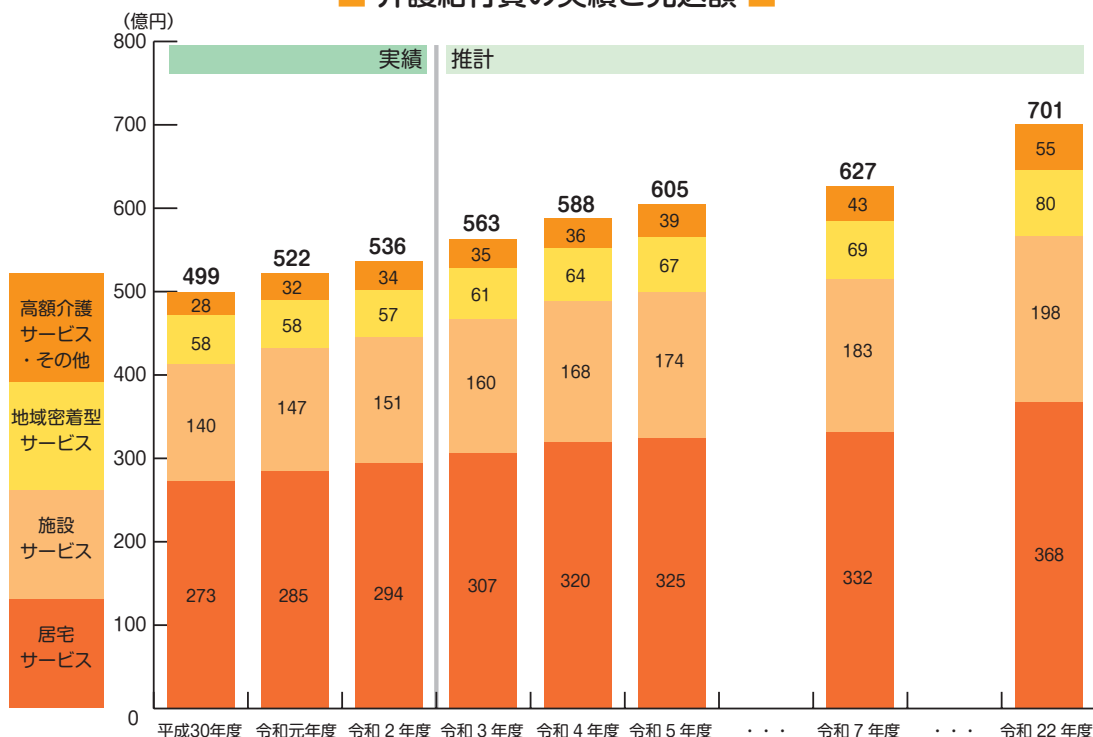
第8期計画期間では、第1号被保険者が増加し、要介護認定率の高い75歳以上の後期高齢者も大幅に増加することが見込まれます。介護給付費の見込額は、介護サービスの利用の増加や、施設整備目標数、介護サービスの充実などによる介護サービスの見込量の変化を踏まえて算出します。

介護サービスが必要な方に、適正で十分な給付が継続的に行われていくためには、保険財政の安定的な運営が不可欠です。第8期保険料は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定しました。

第8期保険料設定の基本的な考え方

- 負担能力に応じた保険料額を設定します
- 低所得者対策を継続します
- 基金の活用により、保険料の上昇を抑制します

■ 介護給付費の実績と見込額 ■



第8期計画期間の所得段階区分ごとの介護保険料

(単位：円)

段階	対象者	料率	年額 (月額)
1	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・生活保護受給者 ・世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計 (以下「年金収入額等」) が 80 万円以下	0.25	19,800 (1,650)
2	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が 80 万円を超え 120 万円以下	0.32	25,440 (2,120)
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が 120 万円超	0.62	49,200 (4,100)
4	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が 80 万円以下	0.76	60,240 (5,020)
5	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が 80 万円超	1.00	79,200 (6,600)
6	本人が特別区民税課税で合計所得金額が 125 万円未満	1.07	84,840 (7,070)
7	// 125 万円以上 210 万円未満	1.23	97,440 (8,120)
8	// 210 万円以上 320 万円未満	1.48	117,240 (9,770)
9	// 320 万円以上 400 万円未満	1.67	132,360 (11,030)
10	// 400 万円以上 600 万円未満	2.00	158,400 (13,200)
11	// 600 万円以上 800 万円未満	2.30	182,160 (15,180)
12	// 800 万円以上 1,000 万円未満	2.70	213,840 (17,820)
13	// 1,000 万円以上 1,500 万円未満	3.10	245,520 (20,460)
14	// 1,500 万円以上 2,000 万円未満	3.50	277,200 (23,100)
15	// 2,000 万円以上 3,500 万円未満	3.90	308,880 (25,740)
16	// 3,500 万円以上 5,000 万円未満	4.30	340,560 (28,380)
17	// 5,000 万円以上	4.70	372,240 (31,020)

第8期 令和3～5年度 (2021～2023年度)

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

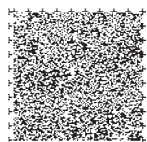
発行 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課

所在地 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話 03-5984-4584 (直通)

ファクシミリ 03-5984-1214

電子メール koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp



このパンフレットは、より多くの方への情報提供のため音声認識コードを付けています。音声認識コードとは、紙面の角に印刷されているマークです。

活字文書読み上げ装置、または、スマートフォン用アプリを使って内容を音声で聞くことができます。